

第三十八号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の二の項イ中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八條の六十九第三項第五号イ」を「及び第六十三条第三項第五号イ」に改め、同項ロ中「、第六十三条第三項第六号及び第六十八條の六十九第三項第六号」を「及び第六十三条第三項第六号」に改め、同表四十六の項へ中「第二十条第一項第五号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同項ト中「次に掲げるもの」を「ふぐの取扱いを行う営業に係る条例第十七条第一項の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、(1)から(10)までを削り、同項チ中「次に掲げるもの」を「ふぐの取扱いを行う飲食店営業に係る条例第十七条第一項の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、(1)から(9)までを削り、同表六十五の三の項中「という。」の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項ソの次に次のように加える。

ツ 省令第一条の四の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。